

# 「プログラム法」（医療保険制度関係）の実施スケジュール

プログラム法に盛り込まれた事項については、社会保障審議会医療保険部会等で議論し、平成26年度から平成29年度までを目途に順次必要な措置を講ずる。法改正が必要な事項については、平成27年通常国会に法律案を提出することを目指す。

「プログラム法」の文言	実施スケジュール
(医療制度) 第4条7項 政府は、持続可能な医療保険制度等を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする	
<b>一 医療保険制度の財政基盤の安定化についての次に掲げる事項</b>	
<b>イ 国民健康保険(国保)に対する財政支援の拡充</b>	平成27年法案提出等
ロ 国保の保険者、運営等の在り方に関し、国民健康保険の保険料の適正化等の取組を推進するとともに、イに掲げる措置を講ずることにより、国民健康保険の更なる財政基盤の強化を図り、国民健康保険の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、国民健康保険の運営について、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ、国民健康保険の保険料の賦課及び徴収、保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村において適切に役割を分担するために必要な方策	平成27年法案提出
<b>ハ 健康保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第26号)附則第2条に規定する所要の措置</b>	平成27年法案提出
<b>二 医療保険の保険料に係る国民の負担に関する公平の確保についての次に掲げる事項</b>	
<b>イ 国民健康保険の保険料及び後期高齢者医療の保険料に係る低所得者の負担の軽減</b>	平成26年度税制改正、政令改正
<b>ロ 被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の全てを標準報酬総額に応じた負担とすること</b>	平成27年法案提出
<b>ハ 被保険者の所得水準の高い国民健康保険組合に対する国庫補助の見直し</b>	平成27年法案提出
<b>二 国民健康保険の保険料の賦課限度額及び被用者保険の標準報酬月額等の上限額の引上げ</b>	平成26年度税制改正、政令改正 平成27年法案提出
<b>三 医療保険の保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等についての次に掲げる事項</b>	
<b>イ 低所得者の負担に配慮しつつ行う70歳から74歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せた負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直し</b>	平成26年度予算措置、政令改正
<b>ロ 医療提供施設相互間の機能の分担を推進する観点からの外来に関する給付の見直し及び在宅療養との公平を確保する観点からの入院に関する給付の見直し</b>	平成27年法案提出

# 医療保険制度改革の今年度の進め方

## 【プログラム法関係】

- ・ 高齢者医療
- ・ 協会けんぽの状況
- ・ 組合健保の状況
- ・ 市町村国保の状況
- ・ 入院時食事療養費・生活療養費
- ・ 大病院外来定額自己負担
- ・ 国保組合
- ・ 被用者保険標準報酬上限引上げ

第1回目の議論  
～平成26年7月まで

第2回目の議論  
平成26年9月～12月

## 【プログラム法関係以外】